

2008.7.18

武庫川流域委員会委員長 松本 誠 様

第 84 回運営委員会
資料 3

委員 岡田 隆

武庫川流域委員会の運営について、色々とお世話になりありがとうございます。

「武庫川水系河川整備基本方針(案)」が兵庫県河川審議会における審議の結果、兵庫県知事から、2月14日に国土交通大臣へ同意申請が提出されました。その後現在(7/18)に至るまで、未だに兵庫県当局からはその結果について、新しい情報は何もありません。

河川整備基本方針(案)は、今後の武庫川水系の基本となる方針を決めるものであるのに、5ヵ月を経過しても国交省から何の連絡もないとはどういうことなのか。流域委員会としては、この問題について議論を深めるべきと考え、次の意見書を提出させていただきます。委員会の席上にてご検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

武庫川水系河川整備基本方針について

武庫川流域委員会で関連部会を含め200回以上の会議の結果まとめられた提言書に基づき河川整備基本方針について兵庫県当局との合意ができ、国交省へ提出された。あれほど時間を督促されて、作成した「武庫川水系河川整備基本方針」が提出後6ヵ月近くも経っているのに、未だに同意が得られないとはどういうことか、県当局はその顛末を詳細に説明する責任がある。国交省の態度は、怠慢且つ無責任であるというほかない。政情がらみで多忙だといって許される問題ではない。

実際この間に霞ヶ関中央官庁の異常事態がメディアで次々に報道され、本来あるべきでない仕事に右往左往しているのが実態ではないか。国交省に限っても道路行政に関するさまざまなスキャンダル(武庫川沿いの道路を管轄する阪神工事事務所も含む)をはじめ、使用タクシーに関する談合事件から、近畿地整管内における収賄汚職、淀川工事事務所管内の大麻栽培検挙に至るまで、このような中央官庁に地方の重要な問題である河川対策を検討する資格があるのか目を覆いたくなる惨状というよりほかない。

このような状況を省みると、兵庫県としても、基本方針(案)の同意を唯待っているだけの姿勢で果たして県民の負託に応えることができるのか。国交省の態度からは、河川整備基本方針について形式的に目を通すだけで、同意のお墨付きを与えるだけのものとしか考えていないように思われる。そのような形式的な同意なら待っている必要もないし、得られた所で何の意味も持たないものではないのか。同意ではなく、兵庫県が基本方針を確定した結果として、通知するだけで十分だろう。その方が、地方自治体としての兵庫県の立場と責任もより明確になり、住民との関係も緊密さをまして、参画と協働の効果が増すであろう。

地方分権が叫ばれており、道路や河川も国から地方へ権限が委譲される途上にあるのが、現在の姿で、国交省が管理する一級河川のうち、あるものは2級河川として地方自治体に移管することは既定路線として固まりつつある。国交省も、地方の河川について実態を正確に把握するのは、むしろ困難になってきているのであろう。先に述べたような迷走状態に陥っている当事者にさらなる指導などは求める方が無理、という気がする。

すでに、JR・郵政等今まで国の所管であった事業は民間に移り、更に道路、住宅等いわゆる

2008.7.18

「ナショナルミニマム」と称されていた分野が次第に民間に委託乃至は転換している。この流れから、今後の方向としてはは地方の河川はすべて「シビルミニマム」の分野に含んで、地方自治体と住民に委任すべきである。

その場合、今までのように計画規模(治水安全度)を一律に A 級なら 200 年確率、B 級なら 100 年確率というような決め方はすべきではない。河川はそれぞれ個性があるのだから、同一規模の河川であっても同じ確率に決める必要はないと考える。同じ 2 級河川であっても、その実状に応じて、例えば 85 年確率であっても、110 年確率であってもよいのではないか。

こうして地方分権が進められた場合、各河川毎に住民・学識経験者・法律家等で構成される流域委員会が、恒常的な機関として設置される事が必須条件となる。流域委員会についても従来のように場当たりの構成でなく、住民、有識者等が十分に検討して制度設計を行い、権限や任期、人数等について行政、住民共に合意した上で、発足させることが必要となる。

同時に河川整備基本方針そのものについても、根本から再検討することが必要となる。特に基本高水流量については、現行の河川管理施設等構造令の一部見直し等も含めて、今後十分に議論すべきである。超過洪水対策に基づく治水を提唱している現行河川法の考え方は、従来の洪水を河道に閉じこめる方針から出発した治水対策とは、根本に相容れない部分があると思われる。また戦後の国土荒廃時期にあわせて大型台風が頻発した、昭和 30～40 年代の経験とともに、その後の流域開発と連続高堤防方式によって、基本高水流量が次々と大容量となり、その結果が現在の基本高水にまで影響を与えていると考えられる。

これに関連して、基本高水容量の設定値にその達成期限が定められていないのも、納得できない点である。およそ計画を立てて、具体的な数値を目標として発表すれば、何時までに完成するかを明示するのは為政者として当然の責務である。治水対策は長時間かかって達成すべき問題だから、設定に困難を伴うのは理解できるにしても、達成時期が明示されないような目標は、誰もがそれを達成しようとする意欲を失い、目標設定の意義も失うのではないか。こうした設定条件も制度設計の一環として、地方自治体から積極的に政府や国会等に提言すべきである。待っているだけでは何事も変わらない。地球温暖化対策のような困難なテーマに対しても、達成の可否は論議すべきであるにせよ、一応 50 年後という壮大な目標を立てていることを範とすべきである。現状のままでは基本高水など必要ない、といわれても為政者が現在のような状態では反論できないのではないか。

日弁連(日本弁護士連合会)は、別の視点からではあるが、すでに現行河川法の改正を求める提言を 2007 年 7 月に発表しており、現行河川法と今後の治水問題への対処については、その整合性に問題があるとの見解を示している。

国内各地では、革新的な知事や自治体首長が方々で誕生し、改革が現実の姿となっている。兵庫県も、地方分権が叫ばれている現在、枝葉末節の議論にのみこだわらず、先手を切ってこうした基本的、戦略的な構想を打ち出すべきであると考えます。

以上 (2008.7.18)